

解を前提としない「探究型対話」の 基本的アプローチ

金融庁 総合政策局
リスク分析総括課長 石村 幸三

聞く力を持ち、気付きを与えるモニタリングを実践

金融検査マニュアルの廃止は、当局が一律のチェックリストで金融機関の行動の是非を判断することから完全に脱し、金融機関による多様な主体的な創意工夫を促すものである。ゆえに、金融機関は足もとの健全性を確保するだけでなく、持続可能なビジネスモデルの構築に注力し、また重大な問題発生を事前に予防することが求められる。金融庁は「解」を前提とせず、金融機関に気付きを得てもらうような「探究型対話」を実践していく。



問題部分に絞って検証

——2019年4月以降の金融検査マニュアルの廃止に向けて、当局としてどのような準備を進めているか

検査・監督の目線を示すために、金融業界の予測可能性を確

保しようとするところだ。

具体的には、金融機関との対話の材料となる文書、例えば分野別の「考え方と進め方」、いわゆるデイスカッション・ペーパー（DP）を順次公表している。すでに「健全性政策基本方針」「コンプライアンス・リスク管理基本方針」については公表済

みだ。

金融検査マニュアルの別表1および別表2については、資産の自己査定や償却・引当に関する適切性・正確性を検証するポイントが示されてきたが、廃止にあたって新しい検査・監督の目線がある程度明確化しておかないと、実務で誤解や戸惑いが

生じかねない。こうしたことがないよう鋭意調整作業を行っている。

このほか、ITガバナンスは、昨今のデジタルイノベーションの進展も踏まえ、検討を深めていくべき分野だと考えており、近く「対話の材料」を取りまとめ公表する予定だ。

新たな償却・引当に対する目線

本来的な融資実務の姿を 問いかける検査・監督に転換

融資実務において、将来の損失を的確に見積もることが金融機関経営の健全性を確保し、金融仲介機能の発揮の裏打ちとなる。そのために、検査・監督の目線も、資産分類や償却・引当に関する金融機関の創意工夫をより進めやすくしていくものでなくてはならない。現状の実務を出発点とした今後の改善の道筋としてどのようなものが考えられるのか。ディスカッション・ペーパー（ＤＰ）などを用いて関係各所と議論を深め、環境整備を図っていく。

今後の融資に関する 検査・監督の方向性

前提として、金融検査マニュアルの廃止は、これまでに定着した実務を否定するものではなく、金融機関が現状の実務を出発点により良い実務に向けた創意工夫を進めやすくなるための

ものだ。よって、金融検査マニュアルの別表が廃止されたとしても、これにより、現行の自己査定や償却・引当に関する実務が否定されるものではないことを最初に強調しておきたい。

現在作成中のＤＰ「融資に関する検査・監督実務についての考え方と進め方」は、金融検査

マニュアルの改訂版のようなものではない。ＤＰが公表されたところで、一斉に金融機関における内部規程やシステムを書き換えなければならなくなることも想定していない。あくまでＤＰは対話のツールであり、ＤＰを通じて金融機関と建設的で双方向の対話を続けていくことで、

金融機関自らのプラクティスの構築と実践につながることを期待している。無論、当局の検査・監督のあり方も、対話を重ねることで深化していかなければならない。

金融検査マニュアル廃止の経緯等の詳細については、すでに公表済みの「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」や、昨年４回にわたって開催した「融資に関する検



金融庁 監督局
地域金融監理官
渡辺 公徳

健全性政策

「後始末型」から「予防型」への アプローチにシフト

金融庁は2018年6月にディスカッション・ペーパーの「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方（健全性政策基本方針）」を公表し、意見募集を行った。現在の意見募集の結果等を踏まえ、最終化に向けて準備している。本稿では、健全性政策基本方針の位置付けと目的、新しい健全性政策が目指す方向、個別金融機関の評価の視点および金融システム全体の脆弱性への対応を記述する。また最終化に向けた課題についても述べる。

金融庁 総合政策局

参事官 尾崎有

リスク分析総括課

金融証券検査官

玉井裕介

健全性政策基本方針の 位置付けと目的

健全性政策基本方針は、金融システムの安定を目標とする検査・監督が今後目指すべき方向性について、金融機関等の関係者と双方向の意見交換を行うための材料として、金融庁としての基本的な考え方と進め方を示したものである。

基本方針の策定にあたっては、①2018年6月に公表した「金融検査・監督基本方針」で示した検査・監督全般の方針を金融システムの安定を目標とする検査・監督の分野に適用した場合に、検査・監督のあり方がどのように変わるのかを示すこと、②金融システムの安定を確保するためのさまざまな取組みについて、あらためてその目的

にさかのぼって整理することにより、取組みの理由や重要なポイントを明らかにすること、③内外の金融危機の経験のうち、今後の検査・監督にとって重要なものを整理し、金融機関等の関係者との双方向の対話の材料とすることにより、教訓の共有を図るきっかけとすること——の3点を目的とした。

なお、基本方針は、ここ数年

金融庁が取り組んできた検査・監督の見直しの内容を整理したものであり、基本方針の公表を機にまったく新しい取組みを始めるというものではない。

健全性政策が目指す方向

健全性政策は、金融システムを安定させるために、金融危機の発生を予防すると同時に、仮